

被保険者 各位

東り健康保険組合

法改正による傷病手当金支給期間の通算化について

平素は当健康保険組合の事業運営にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
健康保険法の改正により、2022年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されます。詳細については下記をご確認ください。

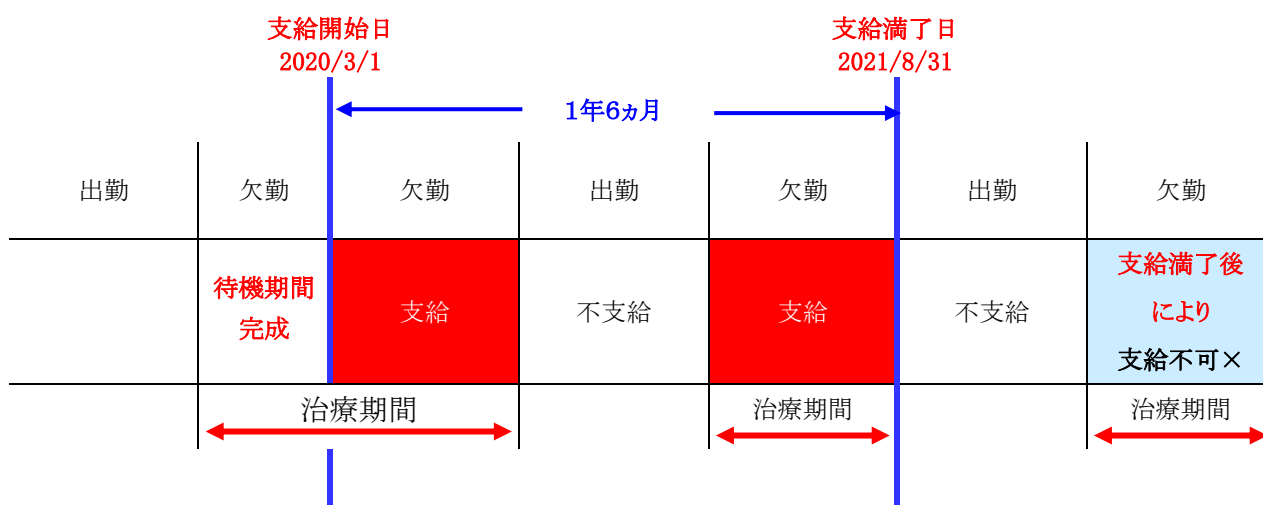
記

1. 改正内容

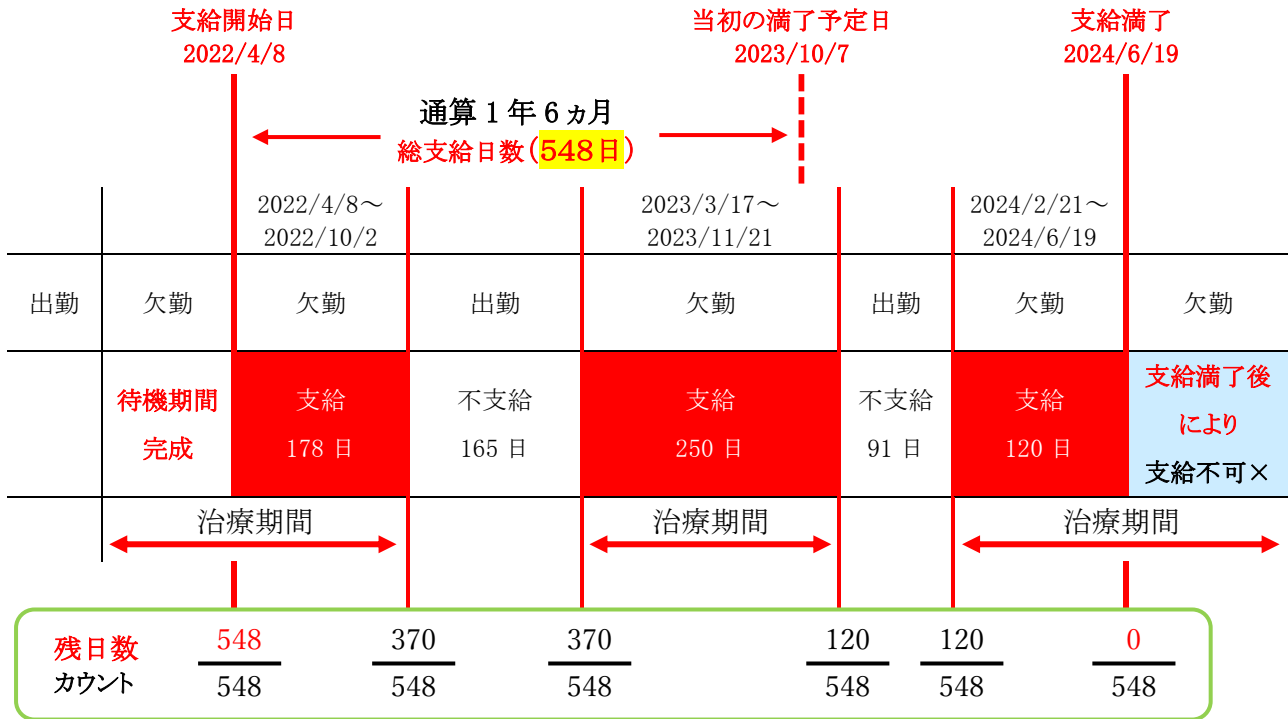
支給期間の考え方が変更

改正前(～2021年12月31日)	改正後(2022年1月1日～)
<p>支給開始日から出勤・治療期間(欠勤)に関係なく、暦のうえで最長1年6ヵ月間</p> <p>➤ 途中具合がよくなり出勤した日があっても、支給開始日から1年6ヵ月を超えた期間については支給されません。</p>	<p>支給開始日から治療期間(欠勤)のみを通算して最長1年6ヵ月(総支給日数)分</p> <p>➤ 支給開始日により1年6ヵ月(総支給日数)分が決まります。</p>

改正前(～2021年12月31日)



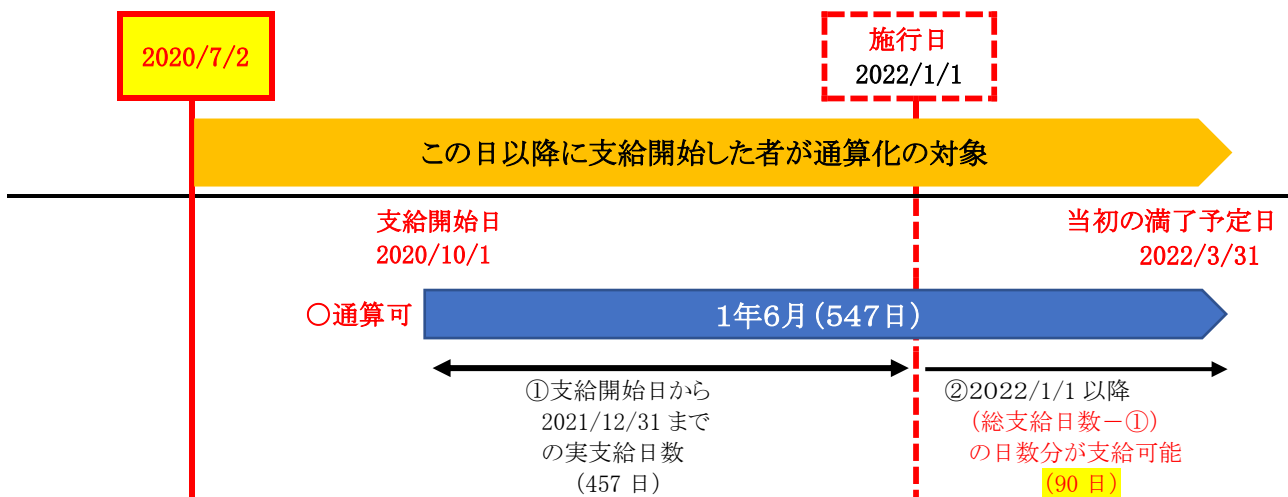
改正後(2022年1月1日～)



3. 経過措置

施行日の前日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について改正後の規定を適用する。

- 2022年1月1日時点で傷病手当金の受給権がある者(2021年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した者)については、出勤等に伴い不支給となった期間がある場合、その期間を延長して傷病手当金を支給する。



4. 留意事項

- 資格喪失後の継続給付に変更はありません。
 労務可能な状態となって1日でも不支給となった場合、その後は継続給付を受けることはできません。
- 時効の取扱いに変更はありません。
 労務不能であった日ごとにその翌日から2年で時効になります。

以上